

葬祭組合告示第1号

平成28年2月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年1月7日

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合  
管 理 者 小 坂 泰 久

1. 日 時 平成28年2月1日（月）午後3時

2. 場 所 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合会議室（2階）

平成28年2月

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会会議録

○招集日時

平成28年2月1日（月曜日）午後3時

○招集場所

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 会議室（2階）

○出席議員（7名）

1番	広瀬義積	四街道市議会選出
2番	爲田浩	佐倉市議会選出
3番	冨塚忠雄（副議長）	佐倉市議会選出
4番	蕨和雄（議長）	佐倉市長
5番	佐渡齊	四街道市長
6番	森本次郎	四街道市議会選出
7番	高崎長雄	酒々井町議会選出

○欠席議員（なし）

○執行部

管理者	小坂泰久	酒々井町長
副管理者	横尾貞昭	酒々井町副町長

○議案説明のための出席者職氏名

事務局長	藤方英和
事務局次長	内田稔
施設管理班長	中村忍
施設管理班長	織田勝広

会計管理者	河合昭男	酒々井町会計管理者
-------	------	-----------

○構成市町出席職員

佐倉市	渡辺尚明	環境部長
佐倉市	高橋竹男	生活環境課長
四街道市	本田耕資	環境経済部長
四街道市	鈴木雅雄	環境政策課長

酒々井町 芝野芳弘 経済環境課長

○議会事務局出席職員

事務局主査 相京夕起夫

○連絡員

総務班副主査 馬場樹里

○会期

平成28年2月1日（月曜日） 1日

○議事日程

平成28年2月1日（月曜日）午後3時開議

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議案の上程、質疑、討論、採決

○議案

- 議案第1号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合暴力団排除条例制定について
- 議案第2号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合行政不服審査会条例制定について
- 議案第3号 平成27年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計補正予算（第2号）
- 議案第4号 平成28年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計予算

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

◎開会の宣告

午後3時00分 開会

- 議長（藤 和雄） ただいまの出席議員は7名で、議員定数の過半数に達しております。よって、平成28年2月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会は成立いたしました。  
これより佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会を開会いたします。
- 

◎諸般の報告

- 議長（藤 和雄） 日程第1、諸般の報告を行います。  
監査委員より定期監査及び例月出納検査の実施報告がありました。その写しをお手元に配付いたしましたので、ご了承願います。
- 

◎会議録署名議員の指名

- 議長（藤 和雄） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員の指名は、会議規則第81条の規定により、議席番号2番、爲田浩議員及び議席番号5番、佐渡齊議員の両名を指名いたします。
- 

◎会期の決定

- 議長（藤 和雄） 日程第3、会期の決定を議題とします。  
お諮りいたします。本定例会の会期は、会議規則第5条第1項の規定により、本日1日といたします。  
これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤 和雄） ご異議なしと認めます。  
よって、会期は本日1日と決しました。
- 

◎議案の上程

- 議長（藤 和雄） 日程第4、議案を上程いたします。  
お諮りいたします。議案第1号から議案第4号までを一括議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤 和雄） 異議なしと認めます。  
よって、議案第1号から議案第4号までを一括議題とします。  
それでは、管理者に提案理由の説明を求めます。

○管理者（小坂泰久） 議長。

○議長（藤 和雄） 小坂管理者。

○管理者（小坂泰久） 管理者の小坂泰久でございます。本日ここに平成28年2月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては公私ともご多忙中にもかかわらず全員のご出席を賜りまして、本会議が成立しましたことに対しまして心からお礼を申し上げます。

ただいまから本定例会に提案いたしました議案4件につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号は、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合暴力団排除条例制定についてでございます。

千葉県暴力団排除条例が平成23年9月1日から施行されたことに伴い、千葉県条例が有効に機能できるように、千葉県その他の関係機関や暴力団追放運動推進センターなどの関係団体と連携を図りながら、市民、事業者、組合が共同して暴力団排除を進めるため新たに条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第2号は、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合行政不服審査会条例制定についてでございます。

平成28年4月1日に行政不服審査法が全面改正され施行されることにより、第三者機関として審査会設置が義務づけになりました。このことに伴い、法に基づく審査会を設置するため、新たに条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第3号は、平成27年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計補正予算（第2号）についてでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ975万3,000円を減額し、歳入歳出それぞれ2億9,478万円としようするものでございます。

補正の主な内容を申し上げます。歳入につきましては、使用料及び手数料の使用料、繰入金の基金繰入金を減額しようとするものでございます。

歳出につきましては、人件費や事業費の入札差金の減額、主に斎場の管理・運営部門に係る必要な経費を計上するものでございます。

次に、議案第4号は、平成28年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計予算についてでございます。

平成28年度の歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ3億382万2,000円でありまして、対前年度比422万2,000円、約1.4%の増となっております。

主な内容について申し上げますと、歳入につきましては、組合の主たる財源であります構成市町からの負担金としての2億1,192万1,000円、火葬場、式場などの使用料及び手数料が8,297万5,000円、基金繰入金が490万円、繰越金350万円を計上しております。

次に、歳出について申し上げます。歳出の主な内容といたしまして、2款総務費関係につきましては、一般職職員の人件費及び一般管理費等に係る経費でございます。

3款事業費の運営費につきましては、斎場の業務運営及び施設維持管理に要する経費でございます。

以上、概要について申し上げましたが、詳細につきましては事務局より説明いたさせます。何とぞよろしくご審議の上、ご可決くださるようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（藤 和雄） 続いて、事務局長から議案の補足説明をお願いいたします。

○事務局長（藤方英和） 議長。

○議長（藤 和雄） 事務局長。

○事務局長（藤方英和） それでは、お手元に配付させていただきました議案4件のうち、第1号議案、第2号議案につきましては、条例を新規に制定しようとするものでございます。議案第3号及び第4号でございますが、この2議案につきましては予算関係の議案でございます。それぞれ細部説明を申し上げたいと存じます。

お手元に議案第1号、葬祭組合の暴力団排除条例制定についてという横書きの議案文がございます。それと、あわせて葬祭組合では慣例的にお手元資料として議案の説明の補足に使わせていただいておりますそれぞれの議案資料、議案第1号資料、葬祭組合暴力団排除条例制定についてという1ページ目をごらんいただきたいと思っております。制定理由でございますが、千葉県が平成23年に暴力団排除条例というものを制定しております。これに伴いまして、4の近隣の動向の欄でお示ししてございますが、県内とりわけ構成市町におきましては平成24年4月から既に施行されておるところであります。

1に戻っていただきまして、さくら斎場を管理運営する葬祭組合としましては、これに先立ちまして、またというところでお示ししてございますが、千葉県警と協議しまして、さくら斎場におきまして暴力団は使用の許可をしない、あるいは暴力団の利益になるような場合には不許可ということで、斎場についての一定の制限を取り決めさせていただきました。これにつきましては、5番の参考に、さくら斎場の設管条例、暴力団排除条項ということで規定をしてございます。今般1の制定理由のところの前段でお書きした千葉県警のご指導により、とりわけ近隣の印旛広域市町村圏事務組合の事務局さんからの調整計らいによりまして、昨年11月、平成27年11月に印旛広域さんが議会に上程し可決をしたということを受けまして、当組合も千葉県警のご指導をいただきながら、2番の制定内容につきましては13カ条で構成しております。千葉県警の準則に倣い定義等を基本理念、それぞれ各条文に規定させていただきました。また、暴力団排除についての組合や関係事業者等の責務をうたいながら、構成市町ともども近隣一部事務組合が共同して協力して千葉県警の指導のもと、暴力団を全体として排除しようということでございます。さくら斎場の設管条例では斎場施設をとりわけ重点とし、今回の千葉県警の準則によるところの行政主体として組織全体で暴力団を排除するという理念にのっとったものでございます。

4番の近隣の動向については、構成市町は先ほど申し上げました。(2)のところでは、やはり平素の情報交換同様に清掃組合、消防組合、衛生組合とも協議させていただきました。今月2月の議会の中で、当組合が一番早いのですが、順次上程させていただきました。この条例を協力して施行していこうということでございます。

3番の施行期日でございますが、これは千葉県警のほうからそれぞれの自治体の公布の日からでよろしいということをご指導いただいております。可決後は、公布しましたということに基づきまして、引き続きご指導をいただくというお約束になっております。

議案第1号の主な内容等につきましては、以上でございます。

議案第2号、これは葬祭組合の行政不服審査会条例の制定でございます。裏面の2ページ目、議案本文と第2号資料、それぞれをごらんいただきたいと存じます。主に横書きの第2号資料というものに沿ってご説明をさせていただきます。この条例につきましても新規の条例でございます。1番の制定理由のところ、先ほど管理者から提案理由で申し上げましたとおり、行政不服審査法という法が全面改正ということで、本年の4月から施行されるということで、国、県のほうから指導をいただいております。とりわけ審査会という組織を立ち上げることが義務づけになっておりまして、これにつきまして情報公開関係の審査会同様に条例によって制定しようとするものでございます。

2番目の制定内容でございますが、これも準則によりまして、必要とされている法の要請に応える趣旨で7カ条で構成しております。必要最小限の規定を設けてございます。

第2条以下組織のところ、この委員さんにつきましては、法で定めた最小の規模、情報公開関係の審査会も同じですが、委員定数を3名として、そのほかは当該法の施行令に準拠した形で規定しており

まして、附則でのこの委員さんの該当があった審査会の開催に伴う報酬については、佐倉市、四街道市等の金額に準拠させていただいております。

4番目の近隣の動向であります。これにつきましては、佐倉市が昨年の12月議会で可決をされております。構成団体の四街道市、酒々井町は、これから年度内に上程をするということで準備中であるというふうになっております。近隣組合とも同様に情報交換している中で、清掃組合、印旛広域、消防組合についても、やはり平成27年度中と。衛生組合については、まだ期日が調整中であるということで、制定については引き続き検討されているという状況であります。この制定の方向性でございますが、法に沿った形で当組合が準則にのっとり、ただいまご提案している内容とほぼ同様ということで、事務担当者のご見解をお伺いしております。

5番目の行政不服審査法の概要ということにつきましては、なかなか当組合でも余りなじみがない法でございます、基本的に国、県、あるいは市町村のように、広く行政事務をつかさどる部署においては、一般的な原則となる法令ということでございます。今回はこの81条につきましては、条文中で審査会を設置しなければいけないということの規定でありますので、参考にご案内させていただきました。

議案第2号につきましては、ご説明以上でございます。

次に、議案第3号は、葬祭組合平成27年度の第2号の補正予算についてであります。横判になっておりますが、これの1ページ目をお開きいただきたいと存じます。1ページ目では、第1条のところでは975万3,000円を今回、年度末の計数整理等によりまして減額をさせていただきまして、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ2億9,478万円とする減額補正案でございます。その他例年に準じた形で第2条、債務負担行為等の定型的な追加変更等についても掲げさせていただいております。

2ページ目、3ページ目をごらんいただきたいと存じます。今回は例年の年度末に準じて計数整理を主眼としておりまして、歳入の2ページ目の2款使用料及び手数料でございますが、この使用料といいますのは、さくら斎場の各種使用料でございますけれども、これは式場の、組合内のみのご利用になりますが、その式場の使用料の減額補正であります。これにつきましては、昨今民間の小さな規模、あるいは家族葬と言われるような小規模なご葬儀ができる施設、ホールといいますか、そういったものが急増しているためか、さくら斎場のご利用の件数が年々少しずつ減少傾向にあります。今回は一番繁忙期であります1月、2月、3月ということで、この3カ月は非常に繁忙期なのでございますが、おおむね29件ほどの減を調整させていただきまして、金額として281万8,000円の減額をご提案させていただきます。

繰入金につきましては、財源調整ということで、これまでの歳出上の差金について戻入するものがございます。結果として2億9,478万円にいたそうという案でございます。

歳出につきましては、3ページのところで、先ほど申し上げた総務費、3款の事業費、それと財源調整では、例年同様に基金費、4款でございますが、計上させていただきました。

4ページ目をごらんいただきたいと思っております。4ページ目につきましては、特に監査等で例年ご指導いただく中で、葬祭組合として次年度、来年度の予算にかかわる契約上の着手あるいは準備行為ということが必要とされる事業、その予算の内容につきまして事業名と金額を明示させていただきまして、少額なものもございますが、葬祭組合として、この14件の事業については、事前行為、あるいは入札準備等させていただくということでの所定の記載でございます。

続きまして、各明細の内容でございますが、8ページをごらんいただきたいと存じます。これにつきましては、今申し上げました使用料の組合内式場使用料、これが29件相当の減ということでございます。

財源調整の基金費については、財政調整基金に戻すものでございます。

9 ページからが歳出の補正事項でございます。まず、1 節の右側に説明欄がございます。1 の1 節の報酬につきましては、昨年、情報公開関係の審査会ということで開催し、今回も行政不服関係も含めて、条例、法令の審査等をしていただいております。引き続き関係する情報公開関係の協議、諮問等の答申業務をつかさどっていただいております審査会の委員さんの報酬を、2 月に開催することの予定に伴いまして計上させていただきます。

人件費関係、給料及び共済関係については、急遽今年度1 名職員が勇退したことに伴う減額相当分ということで計上いたし、7 節の賃金につきましては、この繁忙期、臨時職員、通称補佐員と呼んでいる職員につきましては、週2 日程度の応援をお願いするというので、賃金相当分を40万円ほど補正させていただきますという案でございます。

そのほかこの12節と18節、とりわけ18節の備品費についてご説明申し上げます。これにつきましては、年度当初予算の際も、また平成27年度中途におきましての事業執行に当たりまして、車の車検等の準備のため参考見積もりを徴取し、どのぐらいの修繕費がかかるか検討をしてみました。このたび車のディーラーのほうから参考の内容として示された中で、車の法定の義務、このガス自動車でございますけれども、これについては通常ガソリン車より多大にかかる、およそ130万ほどかかるということ、平成14年の2月購入ということで約15年ということで、かなりの部品の今後消耗と交換を要するというので連絡がございました。したがって、これについては、年度末ではございますけれども、年度の中での財源、新年度負担金に反映させることなく、事業の差金等を有効に活用させていただくということで、執行部とも協議をさせていただきました。その中で現在の業務、さくら斎場の業務としても使用している車であること、また1台しかない公用連絡車でありまして、兼用という形で1,300ccほどの、民間でいうところの業務車、バン型のガソリンのタイプのもが一番低廉かつ有効ではないかということで、このたび車両本体として132万円、自賠責等の環境適合車であります。自賠責保険の関係がありまして役務費の差金を1万4,000円計上させていただきます、補正としてお許しをいただきたいということで上程させていただきました。

次に、下の欄の事業費、斎場の運営費でありますけれども、これにつきましては印刷製本費ということで、やはり主なるご利用は葬祭業者さんであります。現在百数十社のご利用というような時代に入ってまいりまして、業者さんも複写式のさくら斎場の申請書が必要であるということで、結果として残部が少数になってまいりましたので、1万2,000部ほど印刷をさせていただこうとするものであります。

次の修繕料でございますが、90万円の補正ということで、前回の議会の中でも、また監査でもご指導いただき優先度をつけ、必要なご利用者のための修繕を取り計らうようにということでありましたが、その間逐次実施をさせていただきまして、この3月までの、2月、3月の中でより優先度の高い修繕箇所が何カ所か発生しました。例えば入り口のところの佐倉市の下水路に至る箇所につきましては、漏水的に一部破損しているということがありましたので、そういった部分の修繕、また館内の多少の水漏れ等の箇所も発見しているということで、早目の対応をさせていただきたいということで計上をさせていただきました。

次に、10ページをごらんいただきたいと思っております。13節の委託料でございます。これにつきましては、こちらに5件掲げてございますが、いずれも入札、契約の差金に伴う減額の補正で計数整理ということで計上させていただきます。



15節の工事請負費であります。これにつきましては、1つは、下の段、火葬炉設備改修工事につきましては、契約上の差金でありまして、金額的に500万円ほどございますけれども、執行の段階で仕様を精査して仕様の中身をより適切にということで発注した結果、差金が生じて、今回計数整理をさせていただくというものでございます。

上のキャノピーガラス改修工事、片仮名でわかりづらいのですが、これにつきましては、お手元配付の議案資料、3ページの議案第3号資料をあわせてごらんいただきたいと思っております。キャノピーガラス、我々は通称で外廊下と呼んでおります。式場をご出棺される方は、中を通らずにこの外廊下、左が写真の部分ですけれども、明かり取りの上にガラスがございます。ちょうどこの外側の屋根ということになるわけですけれども、真夏の猛暑、あるいは冬の極寒という中で、強化ガラスでありますけれども、一部針金等が入っている箇所がひび割れを生じていまして、担当のほうでももちろん応急処置はしてございますが、4枚にわたって亀裂が少し拡張している状況ということで、やはり不測の事態を回避すると。安全対策の面から年度内に実施できる見込みが立ちましたので、今回このガラスの補修工事をさせていただきたいということで、94万円の修繕工事の補正をさせていただきました。

4款の基金積立金については、歳入の財源調整以外の歳出において財調に積み立てる旨の調整をさせていただきます。

主なる理由については以上でございまして、11ページ以降の給与費明細書につきましては、予算に添付する所定の書式でございまして、これは現行のものと同様の報酬の関係がありまして変更させていただいております。今後発生するであろう人事院勧告、千葉県の人件委員会勧告等の対応すべき補正等については、今回は見送り、後で全協のほうでご案内する3月4日の議会のところで上程をさせていただく予定でございます。あくまでも参考の資料としてごらんいただければと思います。以上が第3号議案のご説明でございます。

次に、第4号議案、平成28年度一般会計予算、横書きでございますが、ごらんいただきたいと存じます。まず、議案のかがみとしまして1ページ目をごらんいただきたいと存じます。まず、第1条でございますが、平成28年度の歳入歳出総額は3億382万2,000円でございます。先ほど提案理由で申し上げたように対前年度比で約1.4%の増ということでございます。主なる歳入歳出の骨子としての状況は、ほぼ例年と大きくは変わっておりません。

2ページ、3ページ目をごらんいただきたいと存じます。まず、2ページ、歳入でございますけれども、歳入の負担金につきましては2億1,192万1,000円でございますが、これは構成市町からの大切な財源の柱でありますので、別途資料をもとにご説明をさせていただきます。

2款使用料及び手数料の関係でございますが、これにつきましては8,297万8,000円の斎場の使用料ということで、FM会議等で承認を頂戴しておりますさくら斎場のご利用いただく火葬管理計画、それにとった形で平成28年度の予想の件数の計上を使用料としてさせていただいております。手数料等は、分骨等の所定の例年同様の手数料になっております。そのほかはほぼ前年度、例年までと大きな変化はございません。

3ページ目につきましても歳出の一覧でございます。議会費についても例年同様であります。2款総務費でございますが、1億1,761万7,000円ですが、監査委員の経費は例年同様であります。職員についても人事院勧告等の実施につきましては来月上程し検討させていただきます。現在の職員数は、葬祭組合、事務局職員11名でございますので、現状の職員についての人件費等必要な管理費についてお載せ

してございます。

3 款の運営費については 1 億 8,375 万 6,000 円でございますが、これについては例年のさくら斎場の運営に要する経費プラス中長期施設維持管理、主なるものは工事費でございますが、これも全協で例年ご報告するというようになっておりますが、これも FM 会議の答申、ご承認をいただいている範囲で工事の執行をさせていただこうということでお載せした分の合計でございます。

そのほか例年同様の財源調整と、5 款予備費につきましては、去年は 100 万円でございます。周辺の一部事務組合とも調整をさせていただき、かつての葬祭組合の計上との、今後の流用を前提ではございませんが、不測の事態を鑑みまして、今回予算編成上は 200 万円の措置をさせていただいたところでございます。

次に、4 ページ目でございますが、継続費ということでございます。これにつきましては、FM 会議等で、また予算会議等で構成市町の財政課にもご参画いただきまして検討させていただきまして、負担金の調整も検討をあわせ、平成 28 年度の事業については歩道及び駐車場の整備工事のうち安全対策を重点とし、こちら議会でもご質問等頂戴し、事務局で研究、検討をするようにということを踏まえた中で 850 万円の措置をさせていただいたところであります。

細部については、引き続き平成 28 年度、平成 29 年度の中で、よりさくら斎場のご利用者にも有益な内容となるよう検討を重ねてまいる予定でございます。

6 ページ、7 ページについては、予算上の対前年度との対比で各款がどの程度かというのは、ほぼ例年同様でありますので、歳入歳出につきましてはご省略をさせていただきたいと存じます。

8 ページからごらんいただきたいと思います。8 ページの 2 款使用料の関係でございますが、これにつきましても、先ほど冒頭で申し上げました火葬管理計画、所定の計画がございますので、それに沿う形で、それぞれ例年と準じた内容でお載せしてございます。途中途中での補正での計数の確認等は、その都度の議会の中でご説明をさせていただければと思います。

9 ページ目をごらんいただきたいと思います。こちらが財産収入から繰入金、繰越金、これも先ほど申し上げましたように例年と同様の措置であります。一部繰入金が少し、今回は財源調整の中で繰り入れさせていただいたという部分がございます。

歳出の関係でございますが、11 ページからごらんいただきたいと思います。11 ページの議会費でございますけれども、これは昨年から経営改善ということで、全員協議会の中でご協議、ご検討、ご提案等頂戴している中で、来年度には実施に至る予定で今進めておりますことと、これが終わりました全協の中でもまたお諮りするわけでございますが、当初予算としましては、現在の議員さんの数で例年同様の経費をお載せしてございます。

2 款の総務費等については、いずれも例年同様 11 名の案でお載せしているものでございます。総務費関係については、大きく例年と変動がありませんものですから、3 款の 14 ページからのさくら斎場の運営費のところをごらんいただきまして、具体的には 15 ページの箇所をご説明させていただきたいと思っております。まず、右のほうで今も補正をお願いしている議案第 3 号との関係でいきますと、修繕料、今回 350 万円で計上させていただいております。今回の第 3 号の補正後ですと 430 万円に至るわけでございますが、例年の努力目標として、年度当初につきましては負担金をいただく、その範囲内の 350 万円で調整をし、計上させていただきました。

13 節の委託料でございます。今回、次のページ、16 ページに至るまでの間、ここでは斎場の運営に必

要なもの、また先ほど中長期維持管理ということで申し上げましたが、老朽化している部分部分の補足的な意味で委託をするということにつきまして、全てで23件計上をさせていただきました。これらのものを年度当初に事業の執行の区分けを調整しながら、適切にさくら斎場の業務運営を取り計らってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

主に新たにお載せしたのものとしては、金額的に大小はございますけれども、15ページの委託料の上から3行目、火葬棟外壁補修調査委託316万1,000円でございます。これにつきましては、長年の老朽化というよりも、地震等もあり、耐震的な問題はないという専門家の判断はあるのですが、一部亀裂、水の混入等があるというような状況で、分析調査を要するという判断に基づくものでございます。

15ページの部分では例年発注している業務の委託内容でございます。15節の工事費の欄をごらんいただきたいと存じます。これにつきましては、全て構成市町のご担当であるFMご担当の方の会議を経ているものでございまして、手法等についてもご承認を頂戴している事項であります。5件今回掲げさせていただきまして、この金額におきましては5,428万5,000円として計上させていただいております。一番大きいものは次のページ1行目、17ページの1行目ですが、火葬炉設備改修工事がございます。これにつきましては、火葬炉を制御するコンピューターが入っておるのですが、老朽化等で補修がままならないと。それと20年ということで代替がないという中で更新を図ろうとするものであります。

次の18節の備品購入費でありますけれども、これにつきましては363万4,000円でございますが、斎場のご利用は年々ふえておまして、火葬管理計画の推移をもとにしますと、後で統計資料のお手元資料をごらんいただければと思いますが、例年100件前後ふえています。一件一件の来場の方は少々少な目ということはあるのですが、件数の増大に伴いまして、それぞれ椅子とかテーブル等の摩耗、劣化があるということにつきまして、ラウンジ部分を中心として必要な備品を購入させていただければと。当然入札で検討させていただきたいと思っております。

そのほか基金費については、先ほど申し上げた財源調整、予備費についても申し上げたとおりであります。

18ページ以降の給与費明細書は、補正予算の議案同様に、人勤の反映は当然ございません。これについては定型的な計上ということでご参考資料としておつけした次第でございます。

以上、議案4件につきましての事務局からのご説明とさせていただきます。ありがとうございました。

---

#### ◎質疑、討論、採決

○議長（**藤 和雄**） これより従前同様に1議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

質疑は、一問一答にてお願いします。

なお、再質問は2回まででございます。

議案第1号について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**藤 和雄**） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**藤 和雄**） 討論なしと認めます。これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（藤 和雄） 挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号について質疑はございませんか。

富塚議員。

○3番（富塚忠雄） 富塚です。

成立に当たって第三者機関としての審査会設置が義務付けられているという内容が書かれていると思うのですけれども、ただいずれにしてもお金のかかることで、例えば審査会を開けば日当がかかるわけです。ですから、こういったものは単独の組合議会で扱うのはどうかというふうに思うのです。広域的に設置していくという方法とらないと、細かいお金のことなのだけれども、経費削減というふうに考えていくと、こういうのはやっぱり広域的に設置すべきではないかと思うのですけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（藤 和雄） 事務局。

○事務局長（藤方英和） ありがとうございます。確かに国、県からも小さい自治体、団体についての指導を頂戴しております。私どもも小さな組織の1つでありまして、おっしゃるような検討はさせていただいたところであります。千葉県の方にもご相談をさせていただきました。昨年11月26日に国のほうから政令が出まして、やはりこの行政不服審査法を本年の4月1日から施行するので遺漏のないように、審査会を個々に設置しなさいということでのご指導でありまして、かなり急なことで、構成市町のご担当の方とも相談しましたが、1つ非常に難しい問題がありまして、一部事務組合につきましては、共同で行う場合に別の県の許可が必要になるということがございました。したがって、それぞれ構成市町のご担当の方とも方法論等についてご相談をいたしました。近隣の一部事務組合の方とも情報交換をいたしまして、当面は法が求めるように4月1日に事案がある、なしではなくて設置が義務ということなので、それについて必要最小限の条例の規定を準則にのっとって定めましょうと。その結果、今富塚議員がおっしゃるような今後の改善というような中では、いろいろなまだ課題もあろうかと思ひまして、そういった点も含めまして、また近隣、あるいは構成市町のご担当と相談、協議をさせていただければと思います。今回は設置についての条例ということでご了承、ご理解を賜れば幸いです。

以上でございます。

○3番（富塚忠雄） わかりました。

○議長（藤 和雄） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤 和雄） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤 和雄） 討論なしと認めます。

それでは、議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（藤 和雄） 挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号についてでございますが、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤 和雄） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤 和雄） 討論なしと認めます。

それでは、議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（藤 和雄） 挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号について質疑はございませんか。

冨塚議員。

○3番（冨塚忠雄） 継続費、それから今回の当然その中にもありますけれども、歩道及び駐車場整備工事というのであるのです。これ850万円入っているのですけれども。皆さんもここ通るとわかるのだけれども、佐倉方面から来たときに手前に住宅をつくりましたね、住宅の土地を買って。そことどうも斎場の用地と勘違いしそうなので、左カーブ切っているものですから、手前に入るように感じる。それが危険ではないかと思うのですよ。

それと、例えばあとは夜間の問題ですけれども、この入り口がわかりにくくて、夜間照明でなくても今すぐわかるようにしたほうがいいのではないかなというようにあるのだけれども、そういうお金というのはこの中には含まれないというように判断するのか。それともぜひそういうことも考えていただけののか、その辺をお聞きします。

○議長（藤 和雄） 事務局。

○事務局長（藤方英和） ただいまのご質問は、ご提案というような趣旨も含めてご理解させていただきたいと思えます。本日予算計上した内容につきましては、正直申し上げて直接的にはその経費、あるいはその対策費といえますか、それではなく駐車場の安全対策の一環ということで事業を展開するものでございます。したがって、今のご質問の内容は入っておらないというのが正直なところですが、今後執行に当たっては、先ほど補足説明の中で申しあげましたように、今後2カ年の中で部課長も含め、FM会議も含め、より適切な安全対策、あるいはこれには議会でもご質問受けた夜間が暗いということについても、検討研究するようにというご指示もいただいておりますので、そういった点も含めて執行に当たって、また必要、優先度によっては検討を加えたいと考えております。また、この事業の中に含まれるかどうか、あるいは含まれないとした場合はいかような方法があるかにつきましても、今後の中で十分検討をさせていただければと考えています。

以上でございます。

○議長（藤 和雄） よろしいですか。

冨塚議員。

○3番（冨塚忠雄） 要するに事務局でも今言ったようなことについては常々考えていたのではないかと

いう気がするのですよ、危険性があるなという。そういうのはきちんとやっぱり予算入ってこないと、予算配分してくれないと困るのですよ。余りこういう問題について質問するつもりはなかったのだけれども、それがいつまでたってもそういうことが改善されなければ、議会で質問するしかないなというふうに思って言ったのだけれども。ですから、そういう事務局の中で思ったことが率直にやっぱり全協もあるわけだから、それも出していただいて、どうすべきかというような協議する体制をつくっていただければというふうに思うのだけれども。それはやっぱり我々議員の努力と事務局の努力と若干ずれがある場合もあるのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（藤 和雄） 事務局。

○事務局長（藤方英和） 今ご意見頂戴しましたように、全協の中でも、また構成市町部課長の中でもこういったご意見を踏まえて、さらに検討をさせていただくということでご了承いただければと思います。ありがとうございます。

○議長（藤 和雄） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤 和雄） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤 和雄） 討論なしと認めます。

それでは、議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（藤 和雄） 挙手全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（藤 和雄） 以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

これにて平成28年2月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会を閉会いたします。

午後3時55分 閉会

以上のとおり会議の顛末を録しここに署名する。

議 長      蕨                      和      雄

議 員      爲      田                      浩

議 員      佐      渡                      齊